

(公印省略)

生福第 1160 号
令和 2 年 9 月 10 日

指定医療機関（医科） 各位

大分市福祉事務所長

医療要否意見書の記載における留意事項の一部変更について（通知）

平素より本市の生活保護行政の推進に格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省社会・援護局保護課より事務連絡があり、本市より今後ご依頼する医療要否意見書について、次のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

(1) 事務連絡の概要について

医療要否意見書の【初診年月日】、【概算医療費】について、原則として記載を不要とします。

本市福祉事務所より特段求めがあった場合のみご記載ください。

※記載が不要となる項目について、本市福祉事務所から内容確認をする旨の電話連絡、書面連絡がありましたら、その都度ご対応いただきますようお願い致します。

(2) 適用開始時期について

令和 2 年 9 月 10 日発行分の医療要否意見書より

(3) 補足

- ・今回変更となった医療要否意見書は様式第 13 号（医科外来（精神疾患含む）、医科入院（精神疾患除く））に関するものです。精神疾患入院要否意見書（様式第 16 号）、訪問看護要否意見書、給付要否意見書については、従来通りとなり変更はありませんので、ご留意ください。
- ・厚生労働省社会・援護局保護課からの事務連絡「医療要否意見書の記載における留意事項について」については、本市ホームページにてご確認ください。

<ホームページ掲載箇所>

大分市トップページ >> 健康・福祉・医療 >> お知らせ（健康・福祉・医療）

>> 生活保護法および中国残留邦人等支援法による指定医療機関の方へ

【URL】 <http://www.city.oita.oita.jp/o090/kenko/iryo/1441695719855.html>

大分市福祉事務所 生活福祉課

医療担当班 檜木

電話 097（537）5621（班直通）